

平成28年度第3回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

1 日時

平成28年7月27日(水) 14:00～16:00

2 開催場所

千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥

3 出席者

(委員) 福川会長、井上副会長、浦本委員、金田委員、粉川委員、小松委員、中村委員、小柳委員、山本俊子委員、山本佳美委員

(事務局) 原市民自治推進部長、坂本市民自治推進課長、齋木市民自治推進課課長補佐、竹田主査、北田主任主事、田近主任主事、鈴木主事

4 議題

(仮称) 私のまちづくり条例について

5 議事の概要

事務局から、「(仮称) 私のまちづくり条例」の検討状況について説明。その後、現状の共有と条例の内容について審議した。

6 会議経過

○福川会長

本日の議題について、事務局から資料に沿って説明願う。

○坂本課長

【資料に沿って説明】

○福川会長

次回が答申案の協議となる予定のため、活発な議論をいただきたい。

○粉川委員

私の意見は資料3にあるNo.2、3の部分である。

まず、2は市が情報を使いやすようにしたうえで公開するのが当たり前で、それを市民が活用して課題解決に結びつけるような表現を入れた方がよいという意味で申し上げた。市民プロジェクトチームでも議論していただいたようで、そのような表現が第1条第3項に盛り込まれている。

3は、条例解説等に盛り込むとのことで、条例解説案についても逐次情報提供いただきたい。

○福川会長

前文について、「個人では解決できない課題」ではなく、「市の画一的なサービスでは解決できない課題」ではないか。

○粉川委員

ここでは、両方の意が含まれている。

○中村委員

前文の「思うからこそ」の「こそ」について、思いは伝わるが条例文としては、もう少しさらっとした表現でもよい。

また、第1条第1項の「もの」は「者」にも「物」にも読めるので、「人」の方がよい。

○山本俊子委員

括弧内に団体等の機関があるので、あえてひらがなにしているのでは。「すべて」を入れてもよい。

第2条が第8号までと限定されてしまっている感がある。

○福川会長

そうすると、第9号にその他～というような表現を入れるか。

コミュニティビジネスの要素について入れるかについては、市民プロジェクトチームでも話題になったようだが。

○小柳委員

市民プロジェクトチームでは、実際にコミュニティビジネスを実践できる人もいるが、そこまで求めるとハードルが高くなってしまう。また、第2条第5号の表現で読み取れるという意見であった。

○山本俊子委員

各条で、「取り組みます」「期待します」「努めます」と異なる表現が多く気になる。

○福川会長

市側が全て「努めます」になっているのも気になる。

○井上副会長

第4条以降になると、途端に表現が変わってしまう。条例としてはやむを得ない部分もあるであろうが、気にはなる。

また、同じ「取組」でも「主体的な」であったり「自主的な」であったりと統一感がなないように感じる。

○小松委員

前文の表現は、まとまっていると思う。

また、コミュニティビジネスについては、強制するようなものではないというような表現を入れたうえで、文言に入れた方がよい。活動をするために必要な資金を得るために、工夫しているところもたくさんある。

○山本佳美委員

ハードルが高いという意見が出たとのことだが、それゆえに文言に加えたいのではなく、市民活動をより活発にするためにも入れておいた方がよい。

○山本俊子委員

「お金をもらおうとボランティアではない」という意見もあれば、「それでは資金のある裕福な人しかボランティアはできない」という意見もある。

○井上副会長

NPOや団体の中には、補助金ありきで成り立っていることも多く、ボランティアに見えても実際はそうでなかったりする。市民にはわかりにくい部分でもある。

○金田委員

やはり、コミュニティビジネスについての文言は入れた方がよい。地域の事業主と連携してウィンウィンの関係となっている例もある。

第2条第5号は、背景をわからない市民から見ると唐突な感があるのでは。

○浦本委員

経済活動が必ず必要なのではなく、「自立するための」経済活動が必要なのである。そのような表現を入れられればよいのではないか。

○粉川委員

日本のNPO団体は、我慢できてしまう。そうではなく、我慢せずに積極的に資金を調達して活動できるようになるべきである。

○井上副会長

行政側への要望となってしまうが、企業のCSRと結びつけるようなコーディネートをしてもらえるとよい。

○福川会長

第5条第5号の資源が何を指すかわかりにくい。

○粉川委員

はっきりと「人・物・金」と書いてしまっは。

○齋木課長補佐

市民プロジェクトチームでも、「人・物・金」を入れるかどうか議論があった。

○小柳委員

やはり、一般市民からすると解説書等がないとわからない部分が多くなってしまふ。

○山本佳美委員

しかし、一般市民は解説書等を読まないのでは。条文に入れられるものは入れた方がよい。

○山本俊子委員

「コミュニティビジネス」という言葉を聞いて、自身の行動に結び付けられる市民は少ないかもしれない。

○小柳委員

第2条の第2号以下の「こと」という表現は、義務的なものとしてとらえられてしまわないか。そうではなく、あくまで努力義務としてあるべきである。そうすると、「こと」という表現は再検討したほうがよい。

○山本俊子委員

「こと」を外してしまってもよい。

また、第2条各号の順番も検討したほうがよい。

○福川会長

【ここまでの議論のまとめ】

○福川会長

続いて、第4条以降の議論へ移りたい。

○粉川委員

第4条の「努めます」という表現は、変えられないか。

○山本佳美委員

資料1-2における第4条は、表現が異なっている。

○竹田主査

資料1は、基本的に現行条例を廃止し統合しているので、表現を踏襲しなければならないが、案2は現行条例を廃止していない案なので、表現を変えている。

○福川会長

構成について、資料1、資料1-2と二案示されているが、どちらがよいか。

○竹田主査

なお、法規担当部署において、資料1における現行条例部分の表現を柔らかく変えられるか検討しているところである。

○原部長

この資料1-2は方法論としてお示ししているが、同趣旨の条例が二本あるので、実際には難しいことをご了承願いたい。

○福川会長

確かにそのとおりであり、可能な限り資料1の方向の方が望ましい。

○小松委員

同感である。この条例は、市民と行政の向き合い方が問われている。可能な限り一本化した方がよい。

○福川会長

資料1-2における第4条は、非常にすっきりしている。

○竹田主査

前回の会議において、中学生でもわかるような表現を、とのご指摘があったことから改めた。

○福川会長

資料1-2における第2条と第4条の体裁を揃えているのは非常にわかりやすくよい。第5条から第8条までは、条を分けなくてもよいのでは。

○中村委員

今後のことについてだが、本会議後に市民プロジェクトチームは開催されるのか。

○齋木課長補佐

今後、市民プロジェクトチームの開催はないが、今後も何らかの方法で経過をお知らせしたい。

○福川会長

次回会議では、答申案の審議も含めて行われることとなる。

○山本俊子委員

答申を出すのに時間は足りるか。

○原部長

今回は、今回のご意見を反映させていただいたものと答申案をご審議いただき、その後は電子メール等で意見交換しながら、最終的な答申をいただきたい。また、審議時間が足りないということであれば、答申を延期することも構わない。

○福川会長

了。ただし、議論は大詰めを迎えてはいるので、できれば当初のスケジュールどおりで行いたい。

○中村委員

議論の中心は、資料1を中心に行えばよいか。

○福川会長

そのとおり。全体としては資料1で議論した方がよい。

○粉川委員

資料1-2のように条例が二本となると、理念条例と手続条例が並列することとなり、理念条例が軽くなってしまう感がある。そうすると一本化の方が望ましい。

○福川会長

事務局も二本化することは望ましくないというスタンスか。

○原部長

方法論としてはあり得る。

○山本佳美委員

章立ては残しておかなければいけないのか。

○竹田主査

結論ではない。体系をわかりやすくなるために章立てしており、この条文数であると最終的には章立てではなくなる可能性が高い。

○山本佳美委員

第5条の地域運営委員会は入れなければならないのか。

○粉川委員

ここで入れておかないと、条例上、他で担保できないからでは。

○山本佳美委員

必要な文言を整理して全体的にコンパクトにした方がよい。

○井上副会長

第10条のパブリックコメント手続きについて、方法としては理解しているが実際は意見も少ない。SNS等を使った様々な方法もある中で、最初に出てくるのは少々引かかる。

○福川会長

第10条は、順番が逆な感もある。

○粉川委員

第9条第3項について、事業の改善や市民サービスの向上という文言は古い。現在は、公益的なサービスを持続可能にするために協働という方法をとらなければならない、という追い込まれた状況にある。

また、第1項にある「公共課題の解決」も当たり前のことである。ここももう少し切迫感のある表現にできたらよい。

さらに、現行条例にある「共通の目的」という文言があって、これがあるときは協働という形で関わっていかうという精神があるとよい。

○福川会長

第9条と第10条を合わせてしまってもよいのでは。

また、やはり現行条例をそのまま入れ込むのは難しい。

○齋木課長補佐

以前は、法規担当部署から現行条例部分を修正するのは難しいというスタンスだったが、修正を検討してもらっている。今後、状況に応じお示ししたい。

○小松委員

先ほど話題に出たSNS等の文言を入れた方がよい。

○福川会長

第11条をわざわざ独立させている意図は。

○竹田主査

ここで表記している方法以外にも、広く市民の意見を聴取するように努める意味で独立させている。

○山本俊子委員

情報のやりとりにタイムラグがなくなっている時代であり、そのようなことを前提に表現を入れた方がよい。

○福川会長

第12条、第13条の計画や会議名は、現在に合わせた名称に変えるよう検討しなければならない。

○中村委員

この計画や会議が、様々な市民活動の後押しになるようにしたい。

○小松委員

条例の趣旨等は、丁寧に解説書等できちんと表してもらいたい。

○山本佳美委員

第9条第1項における「協働における多様な形態」とは、一般市民からするとピンとこないかもしれない。時代背景も変わっており、協働に対する認識も変わっている。

○竹田主査

事務局としても課題として認識している。

○齋木課長補佐

現行条例も考え方を変えなければいけないと認識している。

○福川会長

事務局の方で精査を。委員の皆さんも意見があれば逐次お示し願う。

○齋木課長補佐

次回の会議は、8月31日（水）に開催となる。